

# 厚生労働大臣が定める掲示事項

## 入院基本料に関する事項

### [療養病棟入院基本料 1] (D4 病棟)

当病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。併せて、7人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- 朝8時45分～夕方4時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
- 夕方4時45分～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は60人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ち数は30人以内です。

## 東北厚生局長への届出事項に関する事項

当病棟は、下記の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- 当病棟では入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、病状に応じ、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供をしています。
- 当病棟では入院時生活療養費(Ⅰ)の届出を行っており、65歳以上の入院患者様に病状に応じた生活療養の提供を行っています。生活療養の提供に当たっては食費及び居住費を負担していただきます。ただし、入院医療の必要性の高い患者様の負担額は、入院時食事療養(Ⅰ)の負担額と同額です。
- 当病棟では療養病棟療養環境加算1の届出を行っており、療養を行うに十分な構造設備及び機能訓練室等を有しています。
- 当病棟では薬剤管理指導料の届出を行っており、入院患者様ごとに薬学的管理及び薬剤師による服薬指導を行っています。
- 当病棟では認知症ケア加算2の届出を行っており、適切な研修を受けた看護師を配置し、認知症を有する患者様のケアを行っています。
- 当病棟では脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅰ)の届出を行っており、疾病（廃用症候群含む）に応じたリハビリテーションを行っています。
- 当病棟では運動器リハビリテーション(Ⅰ)の届出を行っており、疾病に応じたリハビリテーションを行っています。
- 当病棟では廃用症候群リハビリテーション(Ⅰ)の届出を行っており、疾病に応じたリハビリテーションを行っています。
- 当病棟では医療安全対策加算1の届出を行っており、医療安全管理部門を設置し医療安全対策を実施しています。
- 当病棟では医療安全対策地域連携加算1の届出を行っており、複数の医療機関と連携し医療安全推進に努めています。
- 当病棟では入退院支援加算2・4の届出を行っており、退院調整部門において社会福祉士・看護師による退院調整を行っています。
- 当病棟では栄養サポートチーム加算の届出を行っており、栄養管理が必要な患者様に対して、栄養管理に係る専門的知識を有した多職種からなるチームが診療を行っています。
- 当病棟では感染対策向上加算3の届出を行っており、感染防止対策部門を設置し、感染防止対策を実施しています。
- 当病棟ではCT撮影を16列マルチスライス型機械において実施しております。
- 当病棟では診療録管理体制加算2の届出を行っており、診療記録管理委員会を設置し適切な診療記録の管理を行っています。
- 当病棟ではデータ提出加算2・4の届出を行っており、診療報酬の請求状況、手術の実施状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出致します。
- 当病棟では輸血管理料Ⅱの届出を行っており、輸血部門において輸血管理を行う体制が整っております。
- 当病棟では輸血適正使用加算の届出を行っており、新鮮凍結血漿の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が0.27未満、かつ、アルブミン製剤の使用量を赤血球濃厚液の使用量で除した値が2未満となっております。
- 当病棟では病棟薬剤業務実施加算1の届け出を行っており、薬剤師が病棟において病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性・安全性の向上に資する病棟薬剤業務を実施しております。

令和5年4月1日より上記内容となります。